　　　　　　　団体・会社　防犯カメラ　**運用要綱（ひな形）**

**１　設置目的**

　　　　団体が　　　　に設置をする防犯カメラについて、防犯カメラ

における犯罪の予防の有効性と、自己の容姿や行動等をみだりに撮影され

ない個人のプライバシーの保護との調和を図るため、設置及び運用につい

て必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものと

する。

**２　設置場所・撮影区域**

本要綱に定める防犯カメラの設置場所・撮影区域等については以下の

とおりとする。なお、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との

調和を図るため、撮影区域が必要最小限の範囲となるよう努める。

なお、施設の出入口または防犯カメラ設置箇所近くの見やすい場所に、設

置されていることや設置者名を記載したプレート等を設置する。

（１）防犯カメラ

①台　　数：　　台

②設置住所：福島市　　　　　　　　（ほか）

※詳細な設置箇所・撮影区域については、別添地図参照

（２）録画装置等

①設置住所：福島市

※詳細な設置箇所については別添地図参照

（３）防犯カメラ表示板

①設置住所：福島市　　　　　　　　（ほか）

※詳細な表示箇所については別添地図参照

**３　管理責任者及び取扱担当者の指定**

本要綱に定める防犯カメラの設置者及び管理責任者、取扱担当者は以下

のとおりとする。

（１）設置者

①団　体　名：　　　　団体

②代表者氏名：　　　　　（役職：　　　　）

③住　　　所：福島市

④電話番号：

（２）管理責任者

①団　体　名：　　　　団体

②氏　　　名：　　　　　（役職：　　　　）

③住　　　所：福島市

④電話番号：

（３）取扱担当者

①団　体　名：　　　　団体

②氏　　　名：　　　　　（役職：　　　　）

③住　　　所：福島市

④電話番号：

**４　画像データの保存・取扱い**

（１）管理方法

①防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用にあたって、

その適切な管理を図るため管理責任者を指定する。

②防犯カメラの設置者は、防犯カメラ及びそのモニター又は録画装置

の操作を行う取扱担当者を指定する。

③管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及びそのモニタ

ーまたは録画装置の操作をしてはならない。ただし、保守点検等の

理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。

（２）画像データの保存期間

①画像データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止、その他の安全

管理を徹底するために、保存期間は原則として　　日以内とし、不必

要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の厳重な管理

①防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体

（ＳＤカード、ＤＶＤ、ハードディスク等）やパソコンについては、

管理責任者や取扱担当者以外の者が容易に見渡し、または立ち入る

ことができない、施錠可能な場所等で厳重に管理し、「５　画像デー

タ等の外部に対する提供」に定める場合を除き、画像データ等の複写

及び加工、外部への持ち出しは禁止する。

②画像データを記録した記録媒体を内蔵する防犯カメラについては、

記録媒体を安易に持ち出しできないように、設置すること。

（４）画像データの消去

①保存期間が終了した画像データは、直ちに消去する。

②記録媒体を廃棄する場合は、破砕等により、復元ができないよう完全

に消去し、画像が読み取れないようにする。

**５　画像データ等の外部に対する提供**

防犯カメラの設置者等は、画像データ等から知り得た情報を犯罪予防以

外の目的に利用し、または第三者に提供してはならないものとし、設置者等

でなくなった後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

（１）法令に基づく場合。

（２）本人の同意がある場合。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと

認められる場合。

（４）捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。

**６　苦情処理**

防犯カメラの設置者等は、設置・運用に関する苦情や問い合わせ等が

あった場合は、誠実かつ迅速な対応に努める。

**７　その他**

（１）防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律

の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

（２）この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、

設置者が別に定める。